

[課題]

【第3回課題】(1500字～2000字程度)

政府は必要か。不要だとすれば、どのような仕組みで社会を維持するか。必要だとすれば、政府の役割はどこまでとすべきか。複数の社会思想に触れながら、論じなさい。なお、原典（日本語翻訳でよい）にあたり、論述の各要所で原典から引用しながら解答してください。

[本文]

ドイツの社会学者マックス・ウェーバーは、国家と政治について、死の1年前の1919年に、次のように説明している。¹

もちろん暴力行使は、国家にとってノーマルな手段でもまた唯一の手段でもないが、おそらく、国家に特有な手段であろう。そして実際今日、この暴力に対する国家の関係は特別に緊密なのである。過去においては、氏族を始めとする多種多様な団体が、物理的暴力をまったくノーマルな手段として認めていた。ところが今日では、次のように言わねばなるまい。国家とは、ある一定の領域の内部で正当な物理的暴力行使の独占を要求する人間の共同体である、と。国家以外のすべての団体や個人に対しては、国家の側で許容した範囲内では、物理的暴力行使の権利が認められないということ、つまり国家が暴力行使への「権利」の唯一の源泉とみなされているということ、これは確かに現代に特有の問題である。

だから、われわれにとって政治とは、国家相互の間であれ、あるいは国家の枠の中で、つまり国家に含まれた人間集団相互の間でおこなわれる場合であれ、要するに権力の分け前にあずかり、権力の配分関係に影響を及ぼそうとする努力である、とってよいであろう。

冒頭で、ウェーバーは国家にとって暴力は最終的な手段であり、それが実際に用いられるのは例外的な状況でのみということである。中程では、国家が暴力と緊密な関係を持つようになったのは20世紀初頭であって、19世紀以前までは貴族や都市が、好き勝手に武力行使を展開していた。後半では国家の持つ暴力も辞さない圧倒的な権力を利用し、庶民にも配分する努力こそが民主主義政治であると明確に説明している。ウェーバーのいう「暴力行使の独占」は、法的秩序の維持にとって必要なものである。国家は暴力を独占的に行使する権利を有することによって、法への違反に対して処罰を加え、法的秩序を強制的に執行することができるからである。²

同じく、ドイツの哲学者ユルゲン・ハーバーマスは、著書『事実性と妥当性』の中で、システムと生活世界とが対峙する現代社会において、法・権利だけが、この2つの領域を連結する機能を果たすことができると述べている。そして個人の権利の実現のためには、制裁、組織化、執行に関する権力としての国家の存在が不可欠だと述べる。ハーバーマスの用いるドイツ語の「レヒト (Rechit)」という単語には、法（法律）という意味と、権利・権限・という意味を兼ね備えている。他に、「正当なこと」という用法もある。³

移民や難民が増え、経済がグローバル化している現在において、法的秩序を支える国家（政府）の暴力的権威は必要であると考えられる。しかし、それはウェーバーのいう暴力を独占的に行使する権利は決して軍隊的な武力行為のイメージではない。国家の存在を基礎づけるものが憲法である。ウェーバーの考えを敷衍すれば、憲法にこそ暴力行使への権利が委ねられているとも考えられる。日本国憲法第98条に則って、憲法に定められた「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義」の理念を法制化する過程において、暴力的行使も厭わない法の支配が求められる。

第二次世界大戦後、ドイツの政治学者ドルフ・シュテルンベルガーは、憲法パトリオティズムを提唱する。法や制度、そしてその下で享受される自由民主主義社会を可能とする憲法への愛着がパトリオティズムと位置付けられる。ワイマール体制崩壊後の反省から戦後西ドイツで提唱された闘う民主主義と連関しつつ、市民はリベラルで民主的な憲法への愛着を介して連帯し、それによって自由民主主義体制は維持されうるとした。⁴

米国の政治学者デヴィッド・イーストンは、ウェーバーの「権力の配分関係に影響を及ぼそうとする努力」から一歩進んで、政治について次のように述べる。⁵

要するに私が主張したいのは、政治的な性質をもった社会的行為の特徴は、その行為が、社会に対する諸価値の権威的配分に関連しているということである。

イーストンが指摘する「社会に対する諸価値の権威的配分」とは、すなわち内戦や革命、総選挙などで勝利を収めた政治的権威（政府）が、政策を通じて権力的価値（参政権など）や経済的価値（減税や補助金など）、名誉的価値（国民栄誉賞や勲章など）など、諸々の価値を国民に配分される（付与する）ことによって、社会に一定の秩序がもたらされ、その結果、社会統合も実現するということである。⁶

上記のウェーバーやイーストンの議論を整理すると、政府には、「暴力を独占的に行使する能力」と、「資源を強制的に徴発し、再配分する能力」に加え、さらに、そうした暴力行使・資源徴発行為に対して「正当性を保障する民主主義制度」が必要である。政府の役割を一概に線引きすることは難しい。但し、その政府の意思決定に「正当性」を与える仕組みは、ウェーバーの唱える「権力の配分関係に影響を及ぼす民主主義」とイーストンが唱える「社会に対する諸価値（参政権）の権威的配分」が最も有効である。⁷

政府の役割は、憲法の範囲内で、実力行使・資源徴発などの実力を発揮し、正当性を担保する民主主義に基づかななくてはならない。

<引用・参考文献>

- 1 マックスウェーバー『職業としての政治』脇圭平訳，岩波書店，2010，pp.9-10
- 2 佐藤成基『国家の社会学』青弓社，2014，pp.32-33 参考
- 3 中岡成文『増補ハーバーマス』筑摩書房，2018，pp.266-278 参考
- 4 田畑真一「憲法パトリオティズム」『よくわかる政治思想』野口雅弘・山本圭・高山裕二編著，ミネルヴァ書房，2021，pp.160 参考
- 5 イーストン，D『政治体型－政治学の状態への探求』山川雄巳訳，ペリカン社，1976，pp.141
- 6 渡邊容一郎『政治学 [第3版]』弘文堂，2023，pp.5 参考
- 7 佐藤成基前掲書，pp.18-21 参考